

他の補償金は公共下水道に伴う配水管布設替工事費で、前年度の半分の99万9,600円、5項出資金は1,747万7,000円で、前年度より107万6,000円の増で、地方公営企業法の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れしていただいたものでございます。

次のページをごらんください。支出でございますが、第1款資本的支出の総額は5億4,213万3,412円で、前年度より3,720万7,314円、7.4%の増となりました。

内訳につきましては、1項1目事務費は建設に係る職員1名分の給与費などでございます。

2項第4次拡張事業費については、前年度より1億898万8,392円増の2億4,140万7,183円でございます。宮地木口線道路改良及び配水管布設替工事や平野浄水場中央監視制御装置改造工事石綿セメント管更新事業などを実施いたしましたものでございます。なお、石綿セメント管の更新については、平成17年度末で計画更新総延長26.5キロメートルのうち約15.0キロメートルが完了し、進捗率で56.8%に達しております。3目水源開発については、長井ダム使用権に係る負担金及び企業債利息で5,191万7,653円、前年度より320万4,888円の増でございます。水道48ページをお開き願います。4目配水施設整備費は、単独事業で2,867万9,207円で、前年度より1,472万5,301円の増で、成田地区の病院建設に伴い周辺管網の整備、仲島線配水管布設替工事、下水道に伴う配給水管布設替工事などを行ったものでございます。5目資産購入費は1,053万5,800円で、量水器の購入、上地区配水池電磁流量計の入れかえなどをいたしましたものでございます。

次に、2項1目企業債償還金でございますが、1億9,968万6,222円で、前年度対比8,501万5,981円の減となりました。これは主に企業債借換債による償還額が前年度に比べ今年度の額が少なかったことによる減少でございます。

ただいま収支で説明申し上げました建設改良や資産購入費などの明細については、水道18ページから24ページまで記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

## 平成17年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○佐々木榮七委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

### 蒲生光男委員の総括質疑

○佐々木榮七委員長 順位1番、議席番号9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 私の通告してございます項目は、1点の収入未済額及び不納欠損額の対応等についてでございます。

この問題は一昨年、昨年と同じような形で質問させていただいているわけですが、きょうはちょっと質的に高めたような質疑になりますように努力をしてまいりたいと思っておりますので、市長初めご答弁いただく当局の皆さん方におかれましても昨年の議事録は篤とごらんになってご出席だと思えますので、同じような焼き直しにならないようにひとつお願いをしたいと思います。

収納率向上対策本部というのは、昨年の2月

の17日に発足されまして、実質2年目ということになるわけですが、経済が右肩上がりの時代は市税も計画を増して入ってきておりましたし、国から来る交付税も潤沢だったわけでごさいます。したがって、本来問題として取り上げなければならないような項目が隠れて見えなかったと思うんですね。しかしながら、長井市の行財政改革も第1次終了しまして、予想を上回る歳出削減の結果は出したものの、これまた予想を上回る歳入、交付税の落ち込みなどによって非常に財政は依然として厳しい状態にあるという認識がなされると思います。したがって、もう少し質的に高めた行政運営をしていきませんかとなかなかこれからも大変なのではないかというふうに思っております。

この5億円を超す収入未済額、それから今回は法人分の固定資産税の関係もありまして不納欠損も随分多額になったわけですが、これらの対策が非常に、昨年も申し上げましたが、新たな課題として浮上してはいるのではないかとこのように思っております。

また、公共下水道の水洗化率あるいはまた農業集落排水事業の加入率、水道事業所にもついて言えると思うんですが、今までややもすると指摘を受けなかったような項目についてもこれからきちんと対策をとっていかないと難しくなってきたなというふうに思います。

加えまして旧長井市立総合病院の問題もあります。あの病院経営をどうしていくのか、12日の厚生常任委員会協議会でも現状の長井病院の状態をつぶさにご報告いただいたわけですが、どうしたらいいという、一口に言ってこうした方がいいなんていう結論は見出せないでいるわけですが、こうした問題にもやはり的確な対応をしていかないと大変な時代になるんじゃないかなというふうに思います。

そこでまず、市長、助役にお聞かせをいただきたいわけですが、この収入未済額が5億円を

超える実態ですね、不納欠損も5,000万円を超えているわけですが、こういったこれらの状態をどのようにご認識されているのか。一昨年も昨年もお聞きしたわけですが、ことしは特に旧長井病院の問題であるとか、先ほど触れました公共下水道の水洗化率、あるいはまた農集の加入率等も含めて基本認識を伺わせていただきたいと思います。

○佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 17年度決算の市税の収入総額は31億1,478万5,050円、31億1,000万円ちょっとですね。国民健康保険特別会計の収入済額も8億4,782万7,801円ということですから、約40億円の中で5億円を超える収入未済額というのは、やっぱり大きな問題だと。できるだけとにかくこの未収入額をなくすことが市民の皆さん、事業所の皆様に公平な税負担をお願いしていく上でも大切な問題だというふうに思っているところであります。

特に17年度の不納欠損額が5,000万円を超えたというご指摘であります。例えば事業所が会社を倒産される、清算されるということに伴い納税義務者が消滅した場合等もありますから、これはやむを得ないというところがあると。地方はまだまだ好景気とは言えませんので。ただ、もちろんですが、しっかりとしたそういった場合以外のことについては手だてをしていかなければいけないというふうに、できる限りの納税のための方策をとっていかなければいけないというふうに考えてるところであります。

○佐々木榮七委員長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 今、市長が申し上げたとおりでありますけれども、やはりこの問題につきましては大きな問題であり、これからの重要な課題ととらえてるところであります。

昨年2月に収納率向上対策本部というものを立ち上げまして、いろいろ取り組みをしてきたところでごさいますけれども、まだ不十分さは

+

ありますけれども、今後やっぱりいろんな検討を加えながら向上に向けて努力をしていきたいなと思っております。具体的にはいろいろありますけれども、例えば他市の状況、それから行政サービスの制限とか、そういったものを含めながらこれから対応していきたいと思っております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 税務概要もお配りになっておられますので、大体の数字はつかんでおられると思うんですが、村山市と長井市の比較、非常にわかりやすいんで、昨年もさせていただきましたけれども、一般市税、滞繰分も入れて長井市が90.33。つまり平成8年は96.85あったわけですね。それが90.33。一方、村山市は、17年96.22。数値が全然違うわけですよ。国保もそうですが、国保も村山市が90.09、長井市は78.69。これについても大分開きが出てる。こういうような実態から、なぜこのような開きが出てしまっているのか。

私は村山の取り組みの詳細については存じておりませんが、昨年と同じような質問をしておりますので、先進地と言われる、いわゆる税の優等生自治体の取り組みというのはどういうふうな取り組みをしているのか、税務課長、お調べになっていただいていると思っておりますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 昨年の質問でもお答えをさせていただきました。県内13市の収納の取り組み状況、以前に調査をさせていただいておりますけれども、取り組みの内容といたしましては特に大きな違いがないというのが実態でございます。ただ、中には当然参考になるような取り組みもございましたので、そちらの方は参考にさせていただきまして、今年度から市の方でも取り組ませていただいております。

なお、参考にさせていただいておりますのは、滞納をなくすための早期の取り組みを行うとい

うことで納期を過ぎた方につきましては電話での催告というのを行っておりましたので、そちらの方は参考にさせていただきまして、今年度から取り組みをさせていただいております。

なお、市民課長の方で国保に関係しまして村山市から新たに聞き取りをしました際に多少制度的に違うところがありまして、既に廃止にはなったそうでもありますけれども、税の完納があった場合に報奨金というのが村山市の方では支払われておったそうです。それらの制度的な違いは多少あるというふうな認識をしております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 さほど違わないのに、この数値の開きは、なぜこうなるのか。これはどうでしょうか。取り組みの方法については、方法論としては違ってないんだという説明は、昨年もそうだったんですよ。ですけど現実的に結果としてこういう開きが出ているのは、どこに原因があるのでしょうか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 取り組み状況の違いによる納税率の違いというのは、ちょっと調査した段階ではわかりませんでした。あとはその地域が持っている納税に対する積極的な意欲といったものの違いがあるのかもしれませんが、ちょっと先進地の各住民の状況を詳しく調べたわけではございませんので、そちらの影響度がどのくらいあるかというところまでは明確には判断できない状況であります。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 いや、だからそういったところを調べていただきたいということなんですよね、つまり。わかんないということじゃなくて、同じ質問を昨年もしているわけですから、結局出向くなり、もう少し積極的に調べていただきたいと。どっかに違いがあるはずですよ。納税する側の市民の意識の問題だけですか。意識に違いがあるならば、その意識を高揚させる

ための手当てを講じなきゃいけないと思うんですよね。徴収システムの問題があれば、それを改善しなきゃいけないと思うんですよ。

米沢の議会の吉田議員は、税及び市立病院、市営住宅使用料などの収納率の向上についてということで各部署における収納率の実態、やむを得ない事情により滞納している方の実態、悪質な滞納者の実態、悪質な滞納者への行政サービス制限等の対応についてという質問をなさってるのに総務部長は、市税などの収納の実態と収納率向上に向けた取り組みについて県内でも高い収納率で平均を上回っている、私わかりませんが、市税合算徴収など市民が納税しやすい施策も取り入れており、納税が困難な市民への面談も継続していくと答えたというふうにあるんですが、米沢市がそんなに高い収納率なのかどうだかは、それは認識の違いもあることですから、一概には言えませんけれども、この市税合算徴収ってどういう方法なんですか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 具体的な中身までは承知はしておりませんが、米沢市の場合は長井市と違った納期設定をしております。長井市の場合は、各税目ごとに何期かに分けた納期を設定しておりますけれども、米沢市の場合は全体を通して10期に分けた課税をしておいたはずですので、それを指しているのではないかというふうに思われます。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 県内の方法ですよ、やっぱりおのおのつぶさに調べてみて、それぞれのやっってることの違いがどういう数字の結果にあらわれているかという検証をしてみる必要があるんじゃないですか。それをやないと、この収納率向上対策本部としての対策も不十分なままになってしまって、結果としてこの収納率の向上につながっていかないのではないかと思うんですよね。向上させるために本当になりふ

り構わず、なりふり構わずというのは許される範囲でということになるわけですが、いろいろ手を打っていくべき必要があるんじゃないかと思うんですよね。対策本部の中で取り組んできたことも報告もらってますから、わかるわけですが、これは一般的でありきたりで、そんなに革新的な取り組みとは言いがたいのではないかなと私自身は思うんですよ。一生懸命取り組んでいただいているとは思いますが、そういった議論というのは対策本部の中ではなされていませんか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 対策本部の中で全体的な収納率を上げる方法をどうすべきかという話と本部員が中心となって取り組む具体的な取り組み活動はどういうものかいいのかというので話をしておりますけれども、現在のところは本部員を中心といたしまして具体的な取り組み計画の議論をしております、収納率を上げる全体的な体制はどうすべきかということまでの議論がまだ進んでいないという状態であります。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 こうやってどんどんどんどん時間だけ経過するわけですよ。です、この限られた財源をいかに公平性を損なうことなく、やっぱり納めるべき税は払っていただく。生活困窮とか客観的な事情によってこれはどうやっても無理だという方をじゃなくて、経済的にも払う能力といいますか、余力といいますか、十分お持ちなのに納め忘れもあるでしょうし、結果として払われてないというようなことについて根本的なメスを入れていかないと全体としては本当に不納欠損にただ結びついていくだけではないかというふうに思うんですね。

きょうは建設課長からどちらかという市営住宅の滞納についていろいろ詳しくお聞きする予定なので、これとていつから滞納が始まって、なぜそんなふうになってしまってるのかという

同じことが言えるんですよね、つまりね。滞納になってしまうようなシステムなんですよ、結果的には。だと思んです。だからこれを改めない限りやっぱりだめなんじゃないかなというふうに思ってますんで、まずそれを申し上げておきたいというふうに思います。

税務課長がこの間、収納率向上対策本部として取り組んできた主な方法と、その成果についてできるだけ簡単にご説明ください。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 収納率向上対策本部、昨年、17年の2月に立ち上げさせていただきました。本部長は助役でございます。

17年の取り組みといたしまして、2回の一斉徴収を行わせていただきました。1回目が8月でございまして、2回目が11月に組みませてもらっています。

その成果といたしまして、合計で464万円ほどの集金をすることができました。対象となりました世帯は、延べ世帯で160世帯でございます。なお、18年度になりまして8月に第1回目の一斉徴収訪問をさせていただきました。こちらの方は対象世帯121世帯でありまして、集金額が264万円ほど集めることができでございます。現在のところの対策本部の取り組み状況は以上でございます。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 幾ら幾ら集めようという目標値の設定はなさってますか。どういう根拠に基づいて設定しているか、もしあればお知らせください。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 本部会議の席で具体的な目標値の設定の話をしております。その際に0.3%の収納率向上、市税総額が約30億円を超える状況でありますので、金額といたしまして約1,000万円ほどを見込みました目標を設定しております。それに基づきまして、管理職を中

心といたします一斉行動でこの1,000万円をすべて集めるわけではございませんので、そのうち一斉行動によります集金額を約300万円という目標を設定いたしまして取り組みをさせていただきました。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 この0.3%というのは、根拠は何ですか。大体そのぐらいはやれるということですか、それとももっと別な観点からこのぐらいは集めなきゃいけないということですか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 具体的な取り組みといたしまして向上が見込める額といたしまして設定させていただいたものでございます。理論的に計算をしまして設定したものではございません。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 財政健全化の観点からそれを議論して決めたということでもないんですか。そういう議論はなされなかったんですか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 公債費負担適正化計画の際に財政課の方から目標値としてどの程度見込めるかという相談は受けておりますけれども、それの中でも同じように実際に上げられる成果として見込める金額が幾ら程度のものかというものをもとに計算をさせていただいたものでございます。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 財政課長に伺いますけれども、実質公債費比率27.7ということで、新庄に次ぐ悪い数値になってるわけですが、東北で3番目とあって説明ありましたよね。全国でもかなり高い水準になるわけですか、これは。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 せんだったの日経新聞だったと思いますけれども、そちらの方に全国のランキングが出ておりました。その新聞報道により

ますと、長井市は全国で11番目でございます。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 この27.7というのは山形新聞に大きく載りましたよね。そのときに長井市の財政はよくなったんじゃないのかと、何やこれっていうのが随分あったんですよ。今までは単に公債比率だけしか見ていませんので、16年度は確かに22億円というピークだったので、その後はよくなってるという説明をしてきたわけです、我々もね。でもやっぱり純粹に見ていくと、こういう試算が正しいんだと思うんですよ。これだって過去にはこういう触れられ方しなかったですよ。夕張市が一借をして、気づいたときにこんなふうでっかくなって、もうどうにもこうにも立ち行かなくなった。しかし、その後も小樽だ、苫小牧だということに出てきてますよね。これからこれ自治体のそういう類似の悪い例が続発するのではないかという懸念があると思うんですよ、やっぱりね。本当にこれから行政のかじ取りを担う、特に市長は大変だなと思いますけれども、こういう長井市の現在の実質公債比率について山形県の、今、地方課と言わないんですか。

(「市町村課」の声あり)

○9番 蒲生光男委員 市町村課ではどういう見方をしてるわけですか。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 全体的なお話といたしましては、あくまでも今回の実質公債費負担比率につきましては平成18年度の起債について今までの許可制から協議制に移行するというに伴って出てきたものでございます。制度的には18%を超える団体については公債費負担適正化計画を策定しなければ今後起債が許可されないというようなことになるわけでございますけれども、委員今おっしゃられたように長井市が非常に高い27.7%というふうな中身からいけば、昭和50年の後半以降、いいか悪いかは別にしても

積極的に建設事業を実施してきて公債費がどんどん増嵩する傾向にあったにもかかわらず、これを抑制するような動きがなかったということが一つあると思います。平成12年度からいろいろ計画を策定しながら、このところを何とか乗り切らなければならないということで、15、16年度のピークを過ぎてきたということがあるわけです。

この実質公債費比率というものは実は単年度、3カ年分の平均になっておりまして、今回の比率の算定からいけば15年度と16年度と17年度の単年度分の3年間平均ということでございます。ご承知のとおり長井市の場合、15年度と16年度につきましてはもろもろの起債に関する、あるいは公債費に関する比率が非常に高かったという状況がございまして、ここの部分が非常に大きく影響してるものだと思っております。

市町村課の方の指導でございますけれども、長井市に限らず18%を超えている団体については最終的に来年2月までに公債費負担適正化計画を策定して是正を図らなければならないという中身になっております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 そういう問題も出てますので、とにかくその問題もさることながら当面この目の前にあります未収金収納率を高めていく努力というのは本当に待たなしの取り組みだと思いますので、こういったことについて対策本部長として次年度に向けてどのような取り組みをすべきだというふうなご認識でしょうか。

○佐々木榮七委員長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 対策本部では、先ほど税務課長からご答弁申し上げたように、いろんな対策を講じていきたいと思っておりますけれども、ただ徴収につきましては一番いいのが人海戦術で滞納者を全部回るということが一番よくて、効果があるという感じは持っておりますけれども、ただ、

+

それにはいかないということがありますので、第1には、やっぱり職員のいわゆる収納係の体制の強化あるいは職員の資質の向上と、このことが一番向上率に結びつくんじゃないかと思っております。米沢市もそういった形で収納係の体制というのを強化しておりますので、そういったことをまず基本として今後進めていきたいと思っております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 来年度は17年度に比較して大分収納率は向上すると、そういう見方をなさってるわけですか、税務課長。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 法律に基づきまして厳正な取り組みをさせていただいております。これまでも同じように法に従ってさせていただいておりますが、全面的にその見落としがないかというようなことを今チェックをしておりますので、来年度以降収納率がある程度向上できるというふうに考えております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 差し押さえ等についてしているわけですが、いわゆる公売に至るケースが実績としてないようなんですが、これは何か法的に公売に至ることができない理由というのがありますか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 滞納者につきましては、財産がある場合は当然差し押さえをさせていただいております。

ただ、滞納が発生いたしまして土地、建物を差し押さえはしておりますけれども、個人の場合ですと住宅等を建築した際に既に抵当権設定等がなされております。抵当権の設定の時期といいますのは滞納が発生するよりほとんどが早い時期に設定されておりますので、その設定時期の違いによりまして、先に設定していた方が優先権がございますので、市の方が公売を申し立

てしましても税金への納税に結びつくかというのを考えますと、なかなか難しい状況でございます。そのため市が中心となった公売がなかなか成り立ちにくいという状況がございます。

ただ、抵当権設定者が返済が不能になりまして公売を申し立てることがございます。その際は市の方にも通知が来ますので、裁判所の方に交付要求をさせていただいております。16年度から交付要求をさせていただきましたのが9事業所分、17回ございます。その中で7件が一部終結をしまして、公売が成立しておりますが、そのうち3件から配当をいただきました。配当金額は542万円ほどいただいております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 国税とか主税局のような法律の専門家、これがないというようなことはないんですか。そのためにできないということでもないんですか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 専門的な教育を受けてるレベルを考えますと、当然国税の徴収の方が私たちよりも大分研修の機会なり専門性は高いかと思われましても、今のところ収納係の職員、互いに研修なりを重ねましてお互いに協議をしながら取り組みの研さんをしておりますので、取り組みの内容としまして大きく差があるというものではないというふうに考えております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 あとこれも去年申し上げたんですが、「宮城県南部の白石市を中心にして仙南地域広域行政事務組合は滞納整理課を設置した。同課には管理係、徴収係を設け、県、構成市町の派遣職員を含む6人程度で職員を配置している。市町の徴収は住民との距離が近過ぎて強く対応できない面もあったが、組合に専門組織を配置することで差し押さえ処分の執行なども進める計画だ」というのは去年も申し上

げました。こういったことについては学ばれたり調査したりなされておられませんか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 県内の13市の税務関係課長で組織をいたしております山形県都市税務研究協議会という組織がございます。その場で16年の10月に長井市と南陽市からの提案で広域的な組織による取り組みの可能性につきまして協議をしていただいたことがございます。

ただ、その際は、ほかの市長の感触といたしまして、その組織の必要性は認識されましたけれども、具体的に組織の立ち上げでありますとか、どういった形で今後進めるかという段になりますと、まず合意形成を図ってある程度の基礎をつくってから取り組む必要があるんじゃないかということで、なかなか具体的などころまでは進めないで終わっております。その後、平成17年の1月に県の方でも収納率向上対策の方策が取りまとめられました。ここの中では具体的な組織の立ち上げとしまして広域的な組織も示されておりますが、この取り組みにつきましては総合支庁単位で行うようにというような方針になっております。総合支庁も含めました関係税務課長会の中でも1度説明と協議が行われましたけれども、具体的な組織立ち上げの議論までには至らない状況でございました。

また、平成17年度に村山市で東北の都市税務協議会がございましたので、そちらの方に出席をしまして、既に広域組織を立ち上げております他県の課長さんから少し様子を聞いてまいりました。その際の感じといたしましては、町や村のように専任の収納職員が配置できないところにつきましては、やはり広域組織というのは効果があるということでした。その理由といたしましては、町や村でありますどうしても地域のしがらみが強く、担当職員が強権を発動するということが難しいという状況がありますし、やはり専門性の知識がなかな

か習得できないところがあるということで、それは効果があるということでありました。ただ、市の規模になりまして専任の収納職員を配置できるところにつきましては、必ずしもそれに伴う効果というのが明確にできないというのが説明でございましたので、周りの市町村の意向を考えますと当面は市の単独の職員がより専門性を身につけまして取り組みをしていくということが望ましいのではないかとこのことを考えまして、現在のところは取り組んでおります。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 市民課長にお伺いしますけれども、いわゆる国民健康保険税の国民年金化を防げと昨今言われてるわけですが、国民健康保険税においても余り収納率はかばかしいとは言いがたいのではないかと私、思うんですけども、何か具体的に取り組んできた経緯があるか、あるいはまたこうした方がいいという具体的な策をお持ちなのか、それはいかがでしょうか。

○佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えいたします。

平成17年度国保税の現年医療分収納率でございますが、92.41%でございまして、前年度よりも0.74ポイント上昇をいたしております、県内の13市の中で昨年12位でございましたが、5位というところまで上がってまいりましたが、しかし収納率が向上したにしても目標としまして調整交付金のペナルティーを受けない収納率93%には達してないものですから、さらなる対応というのが必要だというふうに思っております。

収納率が向上した理由の中には、嘱託徴収員をお願いをして収納率の向上に努めてきたということもございまして、管理職あるいは税務課収納係の職員一丸となって収納率向上に対応したというようなことで考えているところでございます。

さらなる向上ということになりますと、実際

+

実施していることではございますが、電話による催促であるとか個別徴収、口座振替の加入の促進、納期の周知の広報、文書による催告、滞納処分の強化、被保険者証の更新時における相談、短期被保険者証あるいは資格証明書の交付など総合的対策を検討していきたい。税務当局とも協議してまいりたいと思っております。

また、納税相談をした上ということになりますが、高額医療費であるとか、あるいは出産育児一時金であるとか葬祭費、現金が支給される場合がございます。こういったときに給付の一時差しどめというふうなことも検討していきたいというふうに思っております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 とにかく課題は多くて、そして決定的な、これをすると改善するというものなかなか見つけにくいという状況だと思うんですね。国保だけ滞納して、ほかは全部完璧だなんていうのじゃなくて、時間ないからいろいろ聞きませんが、こっちもあっちもって滞納が始まりますと、どうしてもこれだけ納め切れてないということになって複数にわたるケースが多いんじゃないかと思うんですね。ですから余計徴収することが難しくなってくる。だから滞納始まった兆候のときにどういうふうにしてそれを防ぐか、できるだけ早く徴収するか、税相談に応ずるか、そういったことが適宜タイムリーになされていかなければいけないのではないかと思いますので、それらを今後望みたいと思います。

市営住宅について、時間がなくなってまいりますので、お聞きしたいと思うんですが、市営住宅の滞納の関係ですね、報告いただいている内容だと920万円で、昨年よりは改善はしているわけですが、しかしながら依然としてある団地ではもう既に退去をなされた方の滞納額が356万円にも及んでいるということになってますね。いつから滞納が始まっていますか、これ、まず。

全体的に滞納が始まったのがいつごろですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 個々の滞納のリストはきょう持ってませんので、ちょっとわからないんですが、平成15年から建設課の方に携わったわけですけども、退去した方で何人かおるわけですけども、その額についてはその当時から変わっておらない方が4名ほどおりますから、この方については大分前の入居をなされた方だと思っておりますが、いつからいつまでという期間については今わかっておりません。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 いや、いいです。去年もらった資料だと昭和63年からずっと滞納が始まっているような、それ以前もあったのかもしれないけども、個々の方々がこれとどうかかわっているのかわかりませんよ、しかしそうなんですね。その累積が1,000万円にも及ぶということです。

一般的な民間のアパートを借りる場合に建物賃貸借契約書なるものを、これはあるところのひな形ですが、締結しますよね。これは市営住宅の場合は、これに当たるものというのは何ですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

民間の建物賃貸借契約につきましては、法律でいいますと借地借家法に基づきまして普通借家契約と定期借家契約であるんですが、一般的には普通借家契約となっております。これは期限決める場合と無期限の場合、両方ございますが、一般的には1年以上の期限を切ってるかと思えます。

公営住宅の場合については、公営住宅法に基づきまして市営住宅使用請書というのを、これは条例で定めておりますが、それを徴しております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 市営住宅使用請書、普通は2年に1回ぐらい更新をするようなものなんじゃないんですかね、民間の場合、どうですかね。保証人ももちろんつけますよね。それはどうですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 法的には定めなくても定めでもよしいということになってますが、一般的には2年更新というのが一般ではないかと。それは火災保険等の期間が2年更新というようなことに合致するように2年更新でしてではないかというように思われます。以上です。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 入居者の資格で、いわゆる市営住宅管理条例等においては入居者本人及び同居人に市税等の滞納がないこと。だから入居するときは滞納ないわけですね。ですね。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 入居者の条件として税金等の滞納がないというふうな条件を付してますので、その当時はございません。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 保証人になる資格要件についてお聞かせいただけますか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 まず長井市に在住していることが基本原則となりまして、保証人としての資力があるかというようなところも検討にさせていただきます。基本的には長井市在住2名の連帯保証人をつけていただいているのが現状です。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 管理条例の37条(2)で家賃滞納が3カ月以上超えた場合、明け渡し請求ができる、こういうふうになってますよね。今入居してる方で一番長い方は何カ月滞納しているということになりますか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えします。

何カ月分というのはちょっとあれですが、額で申し上げてよろしいでしょうか。入居者で最高額は101万2,000円ほどが最高額となっております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 それは何カ月分に大体当たりますか。大体平均的な家賃から割っていくと何カ月になりますか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 月々1万2,000円から1万5,000円の間ぐらいだと思いますけども。  
(「100カ月」の声あり)

○浅野敏明建設課長 1万円であれば100カ月になります、数十カ月になるかと思えます。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 つまり滞納が始まったときに保証人の方にはこの方が滞納しているのかということにはなんないんですか。保証人は何のための保証人なんですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

まず滞納者につきましては、毎月督促を行います。3カ月以上過ぎますと呼び出しを行います。支払っていただくようにそこで説得します。それでも応じない場合については保証人に連絡しまして、納付してもらうようにご相談申し上げます。大方の方は連帯保証人に連絡しますと連帯保証人から本人に行きますので、納付に応じていただけるというのがここ数年の現状です。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 でも920万円も滞納があるんですよね。今、保証人の確認は全員とれますか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 連携保証人につきましては、先ほど申しましたような滞納が発生しまして本

+

人が払う意思がないというようなところから保証人の方に確認しまして連絡しますので、そういった問題がない限りは保証人の確認はいたしておりません。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 そこら辺がひとつ問題があるのかなと思うんですよね。退去者で滞納している方の所在は確認とれるんですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

高額滞納者、市外の滞納者ですけども、この春から私も出向いて本人に会って誓約書等をとっておりますが、1人だけ東京に在住の方については郵送で送った督促等については戻ってきてますので、個人的に東京に出向いたときに伺ったんですが、そのときは所在は確認できておりません。もう少し別な観点から、不動産を当たったり所在を確認していけばと思っております。その他はすべて所在は確認しております。

+ ○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 どうすればこれ回収できるんですかね。もう無理なんですか、それとも回収できる見込みがあるわけですか。どういうふうに判断しておられますか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

先ほど東京の在住の1人の方を除きましては直接私も伺って話をさせていただきまして誓約をとらせていただきましたので、今後、どのくらいずつ払うかについては、各滞納者につきましてもそんなに裕福な家庭はございませんので、幾らでも払っていただくように今後ともフォローをしていきたいというふうに思っています。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 昨年も申し上げたんですけど、連帯保証については入居時に行われている資格審査、それは入居者自身及び連帯保証人

の所得状況、それから市税等の滞納の有無について調査されてるわけですね、当然ね。入居後に定期的にこういったことがなされないというのは問題あるのではないのかと。2年に1回はやっぱりきちんとそういう確認をしていくべきではないかと。保証人になってるという責任ですね、これを確認して、滞納が出たときはかわってお支払いくださいますよねと、その確認がとれてないからこういうことになるじゃないのかなと思うんですよね。この定期調査ということについて法的に可能かどうか、それはいかがですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 所在の確認につきましては可能だと思いますが、資産の確認とか、それから納税の確認とかについては少し今後検討していきたいというふうに思っています。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 昨年も同じように検討するというふうにご答弁いただいているんですよ。例えば条例とか施行規則の一部改正が必要なのかどうかも含めてやはり具体的に検討すべきではないかと私は思うんですよ。そうしていかないと絶対これ滞納なんていうのはなくならないですよ。だって水道とか、水道事業の使用料の未収の問題もお聞きしましたけども、とめることが可能ですよね。電気もそうですよね。電話だってそうですよね。電話は今携帯という手もありますからどうかと思うんですが、しかしこの市営住宅の家賃滞納については、3カ月滞納すれば明け渡し請求できるとは言いながらも、そういった事例もないし、なかなかそういうことができないじゃないですか、現実問題として。でもどう思うように考えても100何万円も、約100カ月近くにも及ぶ滞納が蔓延してるというのはおかしい話なんです、これ。

例えば1万5,000円を入れるというふうに仮に仮定しますと、2万円でもいいんですけど、

民間の同じ広さのスペースのアパート等と比較しますと大分低位の額になってるんじゃないですか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

アパートでもいろいろなランクがあると思うんですが、古いアパートですと2万円前後あるでしょうか。あと最近のアパートですと5万円前後になってるんですか、そういう認識しております。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 ですから安いんですよ。

所得の状況によって市営住宅に入居できるか否かを決めてるわけでしょう。ですから所得がいっぱいある人は入れないですよ。そういうことですから安く入ってもらってるわけですね。そして滞納があって、徴収に出向くというような人件費だとか、こういうことが重なってまいりますと、いわゆる税の二重投資のようなことになりませんか。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 滞納にかかわる徴収というのは、これ業務の一つだというふうに思ってますので、今後とも公営住宅、市営住宅入居者については低所得者層で住宅に困窮してる方を優先的に入れてることもあって、すべて100%滞納をなくすのは非常に難しい問題だと思います。ただ、現在入ってる方については明け渡しもしていただかねばならないというようなかなか強い口調で言ってますから、最近というか、ここ二、三年については大分認識も変わったんじゃないか。ただ、退去した方については、個々の課題だと思いますが、なお一層の努力して徴収にしたいと思います。

○佐々木榮七委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 時間もあれなんで最後にしますけど、市営住宅の家賃滞納の問題が解決できなければ、そのほかの市税等の、税外収入

についてもそうなんですが、未収、不納欠損というのはなかなかなくなるじゃないか、客観的にだれが見ても生活困窮という方は除いてですよ、というふうに思うんですよ。

最後に市長にお伺いしますけども、対策本部のそれこそ質、効率を競っていただくようにさらに一層のご奮闘お願いしたいわけですが、自治体はやっぱり量から質へ効率を競い合う時代だと言われてるわけですよ。

そういう観点から和歌山県知事で木村良樹さんが「和歌山県では3月、能力が劣るという理由で全国で初めての分限免職を実施してやめてもらった、また客観的な勤務評定を前提に能力の低い職員の階級や級を下げる分限降任、みずから役職の重圧に耐えられないと申し出る人の降任を認める希望降任を人事制度に組み込むことにした。逆に、仕事のできる職員や果敢に改革に取り組んだ職員にはボーナスの加算制度を設けた。改革の意欲の高い職員、能力の高い職員の抜てき人事も含めて国に先駆けて能力実績主義を徹底させ、職員の質を高めたい」というふうにおっしゃってるんですね。

当然長井市だって同じことだと思うんですが、最後にそういったことに対してやっぱりもう一度きちっとやっていただくということで市長の気持ちを確認させてください。

○佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ただいま蒲生委員がおっしゃることは、もう本当に当然だと思います。仕事もやっぱり工夫しなければいけないと思いますね。例えば村山なら村山に調査に行って、その調査がちゃんとプロジェクトチームで3日間なら3日間、1週間なら1週間きちっと同行して滞納のあいつのところやって、それからデータもちゃんと集めて、そしてどこがどう違ってこれぐらい差があるのかということはある程度納得するまで、いや、あんまり違わないからわからないで、それで調査したとは言えませんし、そう

+

いうのをやっぱり突き詰めていく、問題意識を持っていくということはこれ必要だと思いますし、さっきの保証人についてだって、それはやっぱり一たんとかく滞納がなくて、これはいい人だといって、またそのまま問題ないままにほっといて、さあたまってきたからといったときその人いなくなったりしたらどうするんでしょうかなということになりますから、やっぱりそれは2年に1遍なら2年に1遍、本人はもちろん保証人の確認もしなければいけないとか、やっぱりこの公務員という仕事はもっと突き詰めて工夫して実績を上げてということにしていかないと生ぬるいという民間の批判は出てくると思いますから、工夫をしながらなおかつ我々の方も指導していく、それからやっぱりそういう頑張ってる人にはそれなりの、頑張っていない人にはやっぱり指導していくというふうにしなないとこれからますます厳しい時代になってくだろうと、そうしなければいけないと思います。

の考え方があると。一つは、不用額は多いほどよい。それは節約をしたという考え方が一つ。ただし、この論拠のもとに不用額の多少で勤務評定する首長さんもおられる。それから不用額は少ないほどよい。行政執行がなされたという考え方の2つがありますよとおっしゃってられます。

代表監査委員の飯田監査委員は、不用額はできるだけ出さない行政執行であるべきだ。その論拠は、一つは、一般的に公会計は単年度会計で、不用額を出さずに使い切ることが許される、これが一つ。ただし、その前提として、極めて高度に精査された予算設定が求められること。それから予算を十分に精査・検証すれば、不用額は限りなくゼロに近づけることができる。それから不用額を予算計上時点で把握できれば、それはちょっと不可能だと思いますけれども、他の事業や新規事業に振り向けることができる。不用額分を高度に精査・検証していれば、その分の歳入がふえたことと同じ意味を持つ、こう主張されております。

また、この不用額について、よくぞ残してくれたと考えるか、これだけあればもっと市民のニーズにこたえられたのではないか、それぞれの立場で異論、反論あるかと思いますが、真摯に議論していただきたいと思います、こう言われましたので、きょうは議論させていただきたいということでございます。

最初に、市長にお聞きしますが、代表監査委員の意見の中で不用額の多少で勤務評定をする首長さんもおられると、こう言われておりますけれども、目黒市長はどうかのかなと、一言で簡単にお答えいただきたい。

○佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 私は、監査委員からその監査意見書をおもらいしたときにも申し上げました。例えば工事のとき、これぐらいでというふうに予算で切るけども、同じ橋を何割か安くしたと

+

### 佐々木謙二委員の総括質疑

○佐々木榮七委員長 次に、順位2番、議席番号5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 私が通告しているのは2項目になりますけれども、主に不用額に関しまして答弁通告している皆さんに考え方をお伺いしていきたいなというふうに思っております。

先般の9月1日ですか、開会の日代表監査委員の方から監査の意見があったわけですが、それによりますと最後の方、要望とまとめの関係でいろいろとお伺いしたいわけでありまして、その関係で平成17年度の決算意見の特徴的なこととして不用額について問題提起されています。

代表監査委員は、不用額の考え方として2つ

+